

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（下線部が改正部分）

改正案	現行
<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四（略）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pV）をもつて表示する。</p> <p>一 〇二（略）</p> <p><del>三 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（一七〇MHzを超え二〇一・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備</del></p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一 固定局であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 単一通信路のもの</p>	<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 〇二（同上）</p> <p>三（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>(1) 単一通信路のもの（通信の相手方の送信を制御するものを除く。）</p>

(2) 多重通信路のもののうち、設備規則第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの

二〇二十四 (略)

(2) 多重通信路のもののうち、設備規則第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているものであつて、いずれも通信の相手方から送信を制御されるもの

二〇二十四 (同上)